

オンライン電子納品試行要領



(趣旨)

第1条 この要領は、電子成果データの流通・活用推進の取組の一環として、電子成果品の電子媒体による納品に替えて、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いて電子成果品を登録することで納品を行う（以下、「オンライン電子納品」という。）試行について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 山口県土木建築部が発注する電子納品対象の全ての土木工事及び土木工事に係る業務（測量、地質・土質調査、設計業務）を対象として、受注者が希望する場合にオンライン電子納品を実施できるものとする。

(適用)

第3条 原則として、工事完成図書電子納品要領（平成30年3月山口県土木建築部）^{※1}に基づく電子媒体による電子納品に替えて、オンライン電子納品を実施するものとする。

※1 地質・土質調査成果電子納品要領・同解説（平成29年3月山口県土木建築部）、測量成果電子納品要領（平成29年3月山口県土木建築部）、土木設計業務等の電子納品要領（平成29年3月山口県土木建築部）も含む。

(電子成果品の作成)

第4条 電子成果品は、従来の電子媒体による電子成果品と同様に作成するものとする。

(利用システム)

第5条 オンライン電子納品は、以下のシステム（以下、「オンライン電子納品システム」）により実施する。

システム名：My City Construction

URL：<https://mycityconstruction.jp/>

(実施手順)

第6条 オンライン電子納品は、以下の手順により実施する。

(1) 事前協議

受注者はオンライン電子納品の実施を希望する場合、工事については電子納品事前協議書（(4) その他に My City Construction を活用して電子納品を実施する）を記載し、業務については着手時協議チェックシート（電子納品対象の納品方法の電磁的記録媒体の提出にチェック）を記載し提出すること。工事検査方法等については、「電子媒体」を「オンライン電子納品システム」に読み替える。

(2) ユーザ登録

受注者は、過去にオンライン電子納品システムの利用実績がない場合、オンライン電子納品システムのユーザ登録を行う。利用実績がある場合には、作成済みのアカウントを利用する。

(3) 成果品登録

受注者は、電子納品チェックシステムを用いてチェックを行った上で、電子成果品の登録作業を行う。

(4) 登録内容確認

発注者は、登録された成果品を確認し、承認作業を行う。登録された成果品に不備がある場合には、発注者は差戻しを行い、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(5) 検査

検査は、オンライン電子納品システムに登録された成果品をシステム上で閲覧することで実施する。なお、機器の準備は、検査時にインターネット接続が必要となることを考慮した上で、受発注者のどちらが行うか事前協議において確認する。

(6) 成果品の修正

検査の指摘等により、成果品の修正が必要となった場合、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(データの取扱い)

第7条 オンライン電子納品の電子成果品については、原則「非公開」の設定を基本とする。ただし、成果品に、3次元点群データ（LAS形式等）または3次元設計データ（XML形式）が含まれる場合は、そのデータのみ原則「公開」すること。

(積算の取扱い)

第8条 「電子成果品作成費」や「技術管理費の電子納品等に要する費用」に含まれるものとする。

(電子成果の取扱い)

第9条 オンライン電子納品の電子成果は、オンライン電子納品システムを電磁的記録の媒体とする。

第10条 効果や課題を把握するため、受注者や監督職員等を対象としたアンケート調査等を実施する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。